

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に引き上げる」との目標を掲げ、「女性活躍担当大臣」を新設した。

また、第187回臨時国会で審議された「女性の活躍推進法案」では、その取り組みの推進について国や地方自治体及び事業者の責務を明らかにするとともに、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとした。その上で国や地方自治体に加え従業員が300人を超える企業・団体に対して改善事項等に関する数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務づけることとしていた。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などに当たって、国が認定した女性活躍に関する優良企業・団体への受注の機会をふやすとしていたところである。

本法案は衆議院の解散により審議が断たれたが、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みだけではなく、あらゆる分野での女性の活躍を推進するための取り組みを一層進めていくべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に引き上げる」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体により早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生ずる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講ずること。

- 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務づけること。
- 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

千葉県議会

〔送付先〕内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、女性活躍担当大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長